

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二条の二 法第三条第二号の国土交通省令で定める油性混合物は、次に掲げる油性混合物であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艤装の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるものとする。

第二条の二 法第三条第二号の国土交通省令で定める油性混合物は、潤滑油添加剂とする。

一 潤滑油添加剂

二 次に掲げるいづれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）
イ アルカン（炭素数が十から二十六までのもの（シクロアルカンを除く。）及びその混合物に限る。）

ロ 脂肪酸メチルエステル

ハ 植物油

三 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質
次に掲げるいづれかの物質と揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）
イ エチルアルコール

ロ 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質